

丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務 提案説明書

1 業務名

丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務

2 趣旨

この提案説明書は、札幌市が実施する「丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務」の公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施に関して、企画提案者の創造性、企画力及び業務経験等を適正に審査し、本業務の内容に最も適した受託者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的

業務の目的については、別紙仕様書参照。

4 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書参照。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年3月22日（金）までとする。

6 業務提案の上限額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数上限
(1)業務の実施方針等	本業務の要点、履行に当たり、仕様書記載事項以外に踏まえるべき情報・条件、業務の実施方針	A4判1ページ
(2)アンケート調査	市民意見やニーズを効果的・効率的に把握するためのアンケート調査の企画や考え方、回収率を高めるための工夫、調査目的を踏まえた設問内容及び効果的な回答の分析方法等。	A4判1ページ
(3)ワークショップの企画・運営	業務の目的を踏まえふさわしいと考えられるテーマ設定、テーマに沿った闊達な議論が行われるための工夫等	A4判1ページ
(4)賑わい創出策等の立案・評価	賑わい創出策の立案をより効果的に進めるために収集・把握すべき情報や検討手法、考え方等。また、立案した策の有効性や実現性を評価する際の視点等。	A4判2ページ
(5)独自提案	(2)～(4)の履行に当たり、上記以外で提案者が必要、有効と考える事柄があれば提案	A4判1ページ
(6)業務実績、実施体制、業務スケジュール	本業務に類似もしくは関係のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制及びスケジュール	A4判1ページ
(7)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4版1ページ

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、総合計画（都市マス、立適）または土地利用計画に関する業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1部

ア 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

① 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

② 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4判、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 10部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記14の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和5年6月1日(木)15時必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等については、提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和5年5月23日(火) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- ① 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- ② 一次審査通過の企画提案は 3 件までとする。なお、参加者が 3 者以下の場合には、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- ③ 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

- ① 出席者は 1 件当たり 3 名以内とする。
- ② プレゼンテーションは、30 分以内(説明 15 分・質疑 15 分)とする。
- ③ 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- ④ 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- ⑤ スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- ⑥ 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

一次審査 令和 5 年 6 月 6 日 (火)

二次審査 令和 5 年 6 月 13 日 (火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、審査基準項目(4)の点数が高い順に ((4)が同点の場合、さらに(3)、(2)の順) に審査通過者又は契約候補者とし、これら 3 項目がすべて同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1)業務の実施方針等	当該業務に対する考え方や実施方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10点
(2)アンケート調査	アンケート調査の企画や考え方、回収率向上や分析に関する工夫が妥当かつ具体的なものであるか。	15点
(3)ワークショップの企画・運営	ワークショップの企画内容や工夫が、妥当かつ具体的なものであるか。	15点
(4)販わい創出策等の立案・評価	対策案の立案・評価の手法や考え方が、妥当かつ具体的なものであるか。	35点
(5)独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	15点
(6)業務実績、実施体制、業務スケジュール	本業務の履行に当たり十分な業務実績があると認められるか。実施体制が妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。	10点
合計		100点

(4) 二次審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

参考図書については、別紙仕様書参照。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp